

特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額決定（変更）通知書（納税義務者用）の見方

【所得】

項目	内容
給与所得（所得金額調整控除後）	給与収入－給与所得控除額 －所得金額調整控除
その他の所得計	給与所得以外の所得の額の合計
主たる給与以外の合算所得区分	その他の所得計に含まれる所得に「＊」を表示
総所得金額①	給与所得＋その他の所得計

【課税標準】

税額計算の基礎となる額です。各種所得を合算して所得割額を計算する「総合課税」と、他の所得とは区別して計算する「分離課税」の2種類があります。

＜総所得③＞＝「総所得金額①」－「所得控除後合計②」（1,000円未満切捨）

＜分離課税＞

項目	内容
山林所得	山林の伐採または譲渡による所得
分離短期譲渡	土地建物等の譲渡による所得（５年以下保有）
分離長期譲渡	土地建物等の譲渡による所得（５年超保有）
株式等の譲渡	株式等の有価証券の譲渡による所得
上場株式等の配当等	申告分離課税を選択して申告した上場株式等の配当所得
先物取引	先物取引をし、差金等決済をしたときの所得

この通知書は、特別徴収義務者（給与支払者）を通じて配布されます。
この通知書を再交付することはできません。紛失した場合で所得額等を証明する必要がある場合は、課税証明書を申請してください。

【納付額】

毎月の給与から差し引かれる税額です。
「差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)」を「開始(変更)月
から5月までの月数」で割った金額が、毎月給与から
差引きされます。

所得	給与収入				主たる給与 以外の合算 所得区分	営業等	農業	不利配当	給与	課税 雑 時
	給与所得(所得 金額調整控除後) その他の所得計									
所得					総所得金額①					

課 税 標 準	総所得③						
	山林所得						
	分離短期譲渡						
	分離長期譲渡						
	株式等の譲渡						
	上場株式等の配当等						
	先物取引						

所得控除	雑損			障・寡・心・勤		
	医療費			配偶者		
	社会保険料			配偶者特別		
	小規模企業共済			扶養		
	生命保険料			基礎		
	地震保険料			所得控除合計②		

扶養親族該当区分			本人該当区分			繰越損失
遺老特同老 配配定老人	16歳未満 その他	同特他 障障障	未成年者 特他障	寡婦 ひとり親	勤労学生	

「定額減税」や、住宅ローン控除などの「**住宅借入金等特別控除額**」、ふるさと納税などの「**寄附金税額控除額**」がある場合は、この欄に特別区民税・都民税の税額控除額を表示します。

[illegible]

納付額	6月分			
	7月分			
	8月分			
	9月分			
	10月分			
	11月分			
	12月分			
	1月分			
	2月分			
	3月分			
	4月分			
	5月分			

【所得控除】

項目	内容
雑損	雑損控除の額
医療費	医療費控除の額
社会保険料	社会保険料の額
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除の額
生命保険料	生命保険料控除の額（限度額7万円）
地震保険料	地震保険料控除の額（限度額2万5千円）
障・寡・ひ・勤	障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・ 勤労学生控除の額の合計
配偶者	配偶者控除の額
配偶者特別	配偶者特別控除の額（限度額33万円）
扶養	扶養控除の額（一般33万円、 老人38万円、特定・同老45万円）
基礎	基礎控除の額

所得控除内容については通知書裏面に記載しています。
特別区民税・都民税と所得税では、所得控除の額が異なるため、源泉徴収票や確定申告書とは一致しない場合があります。

【人的控除等の内訳】 ※該当時「*」又は「人数」を記載

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者	未成年者	未成年者
老配	老人控除対象配偶者	特障	特別障害者
特定	特定扶養親族	他障	普通障害者
同老	同居老親等	寡婦	寡婦
老人	老人扶養親族	ひとり親	ひとり親
16歳未満	16歳未満扶養親族	勤労学生	勤労学生
その他	一般扶養親族		
同障	同居特別障害者		
特障	特別障害者		
他障	普通障害者		
	繰越損失	繰越損失がある場合	

【税額】

項目	内容
税額控除前所得割額④	所得区分に応じて税率をかけて所得割額を計算します。 総合課税分＝総所得③×区民税6％、都民税4％ 分離課税分＝それぞれの分離課税所得に応じた税率をかける
税額控除額⑤	調整控除・配当控除・住宅借入金等特別控除・寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、定額減税の合計額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④－税額控除額⑤
均等割額⑦	特別区民税3,000円、都民税1,000円
森林環境税額⑧	森林整備等に必要な財源を確保するための国税 1,000円
特別徴収税額⑨	特別区民税・都民税の所得割額と均等割額及び森林環境税の合計額 ⑥＋⑦＋⑧
控除不足額⑩	所得割額⑥から控除しきれなかった配当割額・株式等譲渡所得割額
既充当・既委託納付額⑪	控除不足額⑩から特別徴収税額⑨に充当した金額
既納付額⑫	変更通知前に納付済の税額
差引納付額 (⑨－⑫－⑩、⑪)	給与から差し引かれる税額
変更前税額⑬	税額変更前の税額
増減額 (⑨－⑬)	税額変更等があった場合の増減した金額
変更月	特別徴収開始月もしくは税額変更があった月